

名神集中工事期間中における第二京阪迂回料金調整の注意事項

名神集中工事期間中の第二京阪迂回料金調整の対象となる走行について

- E T C車限定の料金調整です。一般車（現金支払い等）でご走行いただいた場合は第二京阪迂回料金調整の対象とはなりません。
- 高速道路を流出することなく E T Cで連続走行して下さい。「西区間①」又は「西区間②」と「東区間」の相互間を連続走行せず途中で高速道路を一旦流出された場合は、料金調整の対象とはなりません。（通行止めにより、高速道路を流出した場合を除く。）
- E T Cレーン閉鎖等により、一般レーンで E T Cカードによりお支払いいただいた E T C車も第二京阪迂回料金調整の対象となります。（ E T C割引の要件を満たしている場合、料金所の係員へお申し出いただくことで E T C割引が適用になります。）
- 第二京阪迂回料金調整の条件を満たしていない場合、第二京阪道路をご利用いただいても、走行経路通りの料金となります。この場合、名神高速道路経由の料金よりも割高となりますのでご注意ください。
- 高速道路に入る前から出た後まで車載器に E T Cカードを挿入してご走行ください。
※サービスエリア・パーキングエリアでご休憩の際に車載器から E T Cカードを取り出される場合は、ご出発前に車載器に E T Cカードを挿入してください。
※途中で E T Cカードを抜かれた場合、料金調整が行われない場合がありますのでご注意ください。

料金表示について

- 各料金所では料金調整前の料金が表示されますが、請求の際には料金調整後の料金で請求させていただきます。なお、特殊な事象が生じた場合などは、一旦請求させていただき、後日料金調整される場合があります。

また、「西区間①、吹田 I C、摂津北 I C ⇄ 東区間」の場合、第二京阪迂回料金調整により近畿自動車道の料金が 0 円になりますので、カード会社からの請求の明細書等では、近畿自動車道の走行は記載されません。

- E T C利用照会サービス (<http://www.etc-meisai.jp/>) をご利用いただきますと、一旦調整前の料金が表示されますが、一定期間（最長 3 週間）経過後に調整後の料金をご確認いただけます。